

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 市街地再開発組合の解散認可……………(同)……………
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
- ……………(住宅政策本部住宅企画部不動産業課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 生活保護法による介護機関の指定……………
- ……………(福祉保健局生活福祉部保護課)……………
- 平成七年東京都告示第三百三十二号(東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関)の一部改正……………(会計管理局管理課)……………
- 平成十七年東京都告示第五百九号(地方公営企業法の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関)の一部改正……………(同)……………
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効……………
- ……………(生活文化局都民生活部管理課)……………
- 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効……………
- ……………(同)……………

告示

- 建設業者に関する公告……………
 - ……………(都市整備局市街地建築部建設業課)……………
 - 開発行為に関する工事完了……………
 - ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
 - ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………
 - 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)……………
 - ……………
- 東京都告示第七百三十七号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき虎ノ門駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。
- 令和三年五月二十一日
東京都知事 小池百合子
- 一 組合の名称
虎ノ門駅前地区市街地再開発組合
 - 二 事業施行期間
平成二十八年四月十三日から令和三年六月三十日まで
 - 三 施行地区
港区虎ノ門一丁目地内
 - 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
港区西新橋一丁目七番一号
平成二十八年四月十三日
 - 五 変更の内容
事業施行期間を令和三年十二月三十一日まで延長する。
 - 六 事業計画の変更の認可の年月日

告示

- 令和三年五月二十一日
- 東京都告示第七百三十八号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。
- 令和三年五月二十一日
東京都知事 小池百合子
- 東京都告示第七百三十九号
次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。
- この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。
- 令和三年五月二十一日
東京都知事 小池百合子
- 一 商号
株式会社ホーム・イノベーション
 - 二 代表者氏名
代表取締役 金子 将也
 - 三 主たる事務所
新宿区大久保一丁目一番十一号 二階
 - 四 免許証番号
東京都知事(1)第九九九七五号
 - 五 免許年月日
平成二十八年十二月二日

●東京都告示第七百四十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年五月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区西葛西二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、一・二ジクロロエチレン及びテトラクロロエチレン

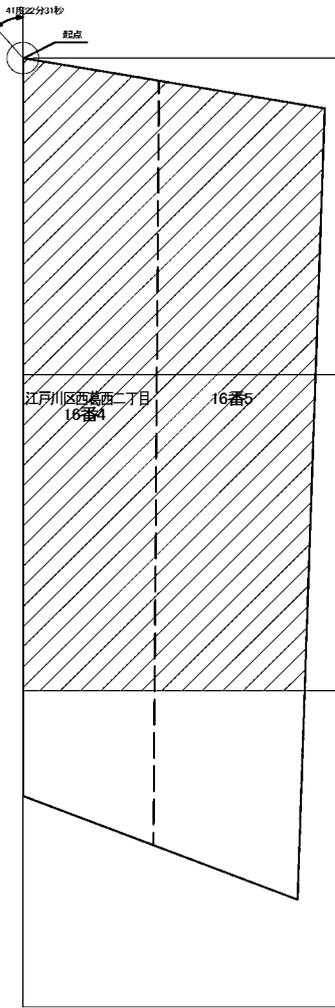
別図

北

【 起点】
起点は江戸川区西葛西二丁目16番4の最北端とする。

【 格子の回転角度（41度22分31秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【 凡例】
--- : 筆境界
—— : 単位区画
—— : 敷地境界
▨ : 形質変更時要届出区域



●東京都告示第七百四十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

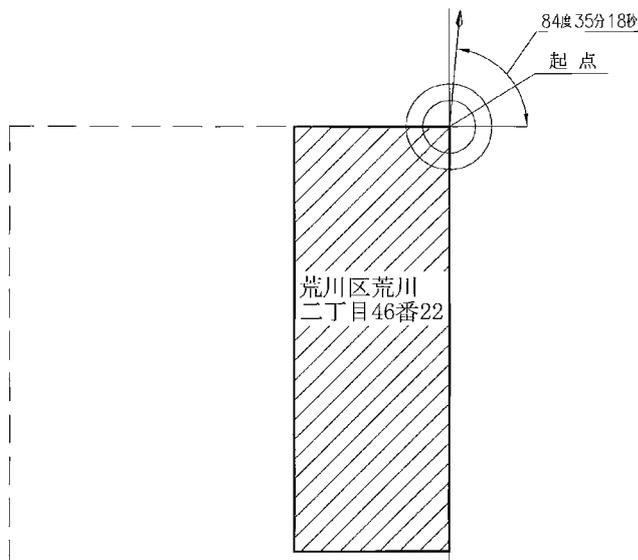
令和三年五月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区荒川二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、一・二ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、荒川区荒川二丁目46番22の最北端とする。

【格子の回転角度(84度35分18秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百四十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年五月二十一日

東京都知事 小池百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1390900320	医療法人社団青葉会	東京都小平市学園西町1-2-25	医療法人社団青葉会 小規模多機能ホームcarna五反田	東京都品川区西五反田3-10-9	小規模多機能型居宅介護	令和3年1月1日
1390900320	医療法人社団青葉会	東京都小平市学園西町1-2-25	医療法人社団青葉会 小規模多機能ホームcarna五反田	東京都品川区西五反田3-10-9	介護予防小規模多機能型居宅介護	令和3年1月1日
1343352143	エーイーエム株式会社	東京都武蔵野市関前3-3-14	ステラ薬局	東京都武蔵野市関前3-3-14	居宅療養管理指導	令和2年12月1日
1343352143	エーイーエム株式会社	東京都武蔵野市関前3-3-14	ステラ薬局	東京都武蔵野市関前3-3-14	介護予防居宅療養管理指導	令和3年3月1日
1341956143	有限会社ファーマ・トラスト	東京都板橋区成増3-48-22	バル薬局成丘店	東京都板橋区成増3-16-17	居宅療養管理指導	令和3年3月1日
1341956143	有限会社ファーマ・トラスト	東京都板橋区成増3-48-22	バル薬局成丘店	東京都板橋区成増3-16-17	介護予防居宅療養管理指導	令和3年3月1日
1313824646	柴田 光太郎	東京都小金井市梶野町3-9-12	愛和診療所	東京都府中市栄町3-12-1 メディカルビル・グレイス1階	居宅療養管理指導	令和2年12月1日
1313824646	柴田 光太郎	東京都小金井市梶野町3-9-12	愛和診療所	東京都府中市栄町3-12-1 メディカルビル・グレイス1階	介護予防居宅療養管理指導	令和2年12月1日
1374601043	有限会社さかのケアサービス	鳥取県倉吉市八屋203-7	けやき	東京都東大和市狭山4-1400-1-202	居宅介護支援	令和2年12月1日
1373800836	社会福祉法人府中西和会	東京都府中市西府町2-24-6	鳳仙寮	東京都府中市西府町2-24-6	介護予防短期人生生活介護	令和2年12月1日

●東京都告示第七百四十三号

平成七年東京都告示第三百三十二号(東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関)の一部を次のように改正し、令和三年五月二十二日から施行する。

令和三年五月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

三の表(三)の部東京都信用農業協同組合連合会の項中「八丈島代理店及び小笠原島代理店」を「及び八丈島代理店」に改める。

●東京都告示第七百四十四号

平成十七年東京都告示第五百九号(地方公営企業法の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関)の一部を次のように改正し、令和三年五月二十二日から施行する。

令和三年五月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

二の表(二)の項を削り、同表(三)の項中「条例」を「東京都地方公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年東京都条例第四百七号)」に改め、同項を同表(二)の項とする。

公 告

認定特定非営利活動法人の認定の失効について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十七條の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったので、同法第五十七條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第

二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年五月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人子どもに笑顔

二 代表者の氏名

松島 恵之

三 主たる事務所の所在地

中央区銀座二丁目十三番十八号 アヴァンティーク銀座二丁目三〇四号室

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第三十一條第一項に規定する解散をしたため

五 失効年月日

令和二年九月三十日

一 名称

特定非営利活動法人NGOブラジル人労働者支援センター

二 代表者の氏名

加藤 仁紀

三 主たる事務所の所在地

多摩市永山四丁目二番地七ー一〇二

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四條第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和二年九月三十日

令和二年十月一日

一 名称

特定非営利活動法人チャリティイー・アソシエーション

二 代表者の氏名

小栗 夏生

三 主たる事務所の所在地

中央区銀座一丁目十四番五号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四條第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和二年十月三十日

一 名称

認定NPO法人ワーク・ライフ・バランス ラボ

二 代表者の氏名

中嶋 篤子

三 主たる事務所の所在地

足立区舎人一丁目二十五番九号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四條第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和二年十一月五日

一 名称

特定非営利活動法人勉強レストランそうなんだ!!

<p>二 代表者の氏名 福喜多 明子</p> <p>三 主たる事務所の所在地 北区上中里一丁目三十番一号</p> <p>四 失効の理由 特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため</p> <p>五 失効年月日 令和二年十一月十三日</p>	<p>二 代表者の氏名 大藏 由美</p> <p>三 主たる事務所の所在地 杉並区永福四丁目一番四号</p> <p>四 失効の理由 特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため</p> <p>五 失効年月日 令和三年一月十三日</p>	<p>四 失効の理由 特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため</p> <p>五 失効年月日 令和三年一月二十一日</p> <p>特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効について 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十一条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和三年五月二十一日</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人おたまじゃくしクラブ</p> <p>二 代表者の氏名 野田 重雄</p> <p>三 主たる事務所の所在地 足立区千住二丁目六十五番地 双葉ビル二階</p> <p>四 失効の理由 特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する特例認定の有効期間が経過したため</p> <p>五 失効年月日 令和二年十二月十四日</p>	<p>建設業の許可の取消処分公告について 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>令和三年五月二十一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 処分した年月日 令和三年四月六日</p> <p>二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 アクア都市開発株式会社 東京都港区芝浦三丁目十七番十一号七一 上田 憲作</p> <p>三 処分の内容 東京都知事許可（般一三十一）第一四一四一一号 建設業法第二十九条第一項第二号に基づく許可の取消し</p> <p>四 処分の原因となった事実 役員が、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）違反及び刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条（詐欺）の罪により懲役二年（執行猶予三年）の刑が確定した。このことが、建設業法第八条第十一号で規定する許可の欠格要件に該当する。</p> <p>発行行為に関する工事の完了について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の発行行為に関する工事は、完了した。</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人きらめき未来塾</p> <p>二 代表者の氏名 住川 雅洋</p> <p>三 主たる事務所の所在地 新宿区西新宿六丁目六番二号</p>
---	--	---	---	--	--

令和三年五月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

東大和市桜が丘四丁目三百三
十四番一及び同番二
西東京市北原町三丁目二番
二十二号

株式会社アーネストワン
代表取締役 松林 重行

青梅市新町四丁目一番三十一
及び同番三十三から同番三十
九まで
青梅市野上町四丁目四番地
の五

株式会社エースハウジング
代表取締役 高山 宣之

武蔵村山市岸一丁目二十七番
九から同番十一まで
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号

株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があつたので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和三年五月二十一日から四月以内に東京都産業
労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するよう提出してください。

令和三年五月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名

東村山プラザ

二 店舗所在地

東村山恩多町五丁目四十七番五号

三 設置者名

株式会社ヨーク

四 設置者住所

江東区青海二丁目五番十号テレコ
ムセンタービル西棟十二階

五 変更前の設置者名

株式会社ヨークマート

六 変更後の設置者名

株式会社ヨーク

七 変更前の設置者住
所

千代田区二番町八番地八

八 変更後の設置者住
所

江東区青海二丁目五番十号テレコ
ムセンタービル西棟十二階

九 変更前の設置者の
代表者名

川上 達郎

十 変更後の設置者の
代表者名

大竹 正人

十一 変更前の小売業
者の氏名又は名
称

株式会社ヨークマートほか二名

十二 変更後の小売業
者の氏名又は名
称

株式会社ヨークほか二名

十三 変更を行った小
売業者の氏名又
は名称

株式会社ヨークほか一名

十四 変更前の小売業
者の住所

千代田区二番町八番地八(株式会
社ヨークマート)

十五 変更後の小売業
者の住所

江東区青海二丁目五番十号テレコ
ムセンタービル西棟十二階(株式
会社ヨーク)

十六 変更前の小売業
者の代表者名

川上 達郎(株式会社ヨークマー
ト)ほか

十七 変更後の小売業
者の代表者名

大竹 正人(株式会社ヨーク)ほ
か

十八 変更日

令和二年十一月十八日ほか

十九 届出日

令和三年四月一日

二十 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

二十一 縦覧期間

令和三年五月二十一日から同年九
月二十一日まで。ただし、東京都
の休日に関する条例(平成元年東
京都条例第十号)に定める休日を
除く。

二十二 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

一 店舗名

ライオンズマンション仙台堀川公
園

二 店舗所在地

江東区東砂一丁目三番三十八号

三 設置者名

株式会社ヨーク

四 設置者住所

江東区青海二丁目五番十号テレコ
ムセンタービル西棟十二階

五 変更前の設置者名

株式会社ヨークマート

六 変更後の設置者名

株式会社ヨーク

七 変更前の設置者住
所

港区芝公園四丁目一番四号

八 変更後の設置者住
所

江東区青海二丁目五番十号テレコ
ムセンタービル西棟十二階

九 変更前の設置者の
代表者名

杉 伸一郎

十 変更後の設置者の
代表者名

大竹 正人

代表者名

十一 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社ヨークマートほか一名

十二 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社ヨークほか一名

十三 変更を行った小売業者の氏名又は名称
株式会社ヨーク

十四 変更前の小売業者の住所
港区芝公園四丁目一番四号

十五 変更後の小売業者の住所
江東区青海二丁目五番十号テレコムセンタービル西棟十二階

十六 変更前の小売業者の代表者名
杉 伸一郎

十七 変更後の小売業者の代表者名
大竹 正人

十八 変更日
令和二年六月一日ほか

十九 届出日
令和三年四月一日

二十 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

二十一 縦覧期間
令和三年五月二十一日から同年九月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十二 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名
ヨークプライス西新井店
二 店舗所在地
足立区興野一丁目十二番七号

三 設置者名

四 設置者住所
株式会社イトーヨーカ堂
千代田区二番町八番地八

五 変更前の店舗名
ザ・プライス西新井店
六 変更後の店舗名
ヨークプライス西新井店

七 変更日
令和二年六月一日
八 届出日
令和三年四月一日

九 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間
令和三年五月二十一日から同年九月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名
ひばりが丘駅南口地区再開発ビル

二 店舗所在地
西東京市ひばりが丘一丁目千六百番地

三 設置者名
鈴木康元ほか八名

四 設置者住所
新宿区中井二丁目二番十号ほか

五 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社三越伊勢丹フードサービスほか五十一名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社いなげやほか四十五名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称
株式会社ゾフほか十二名

八 変更前の小売業者の住所
千代田区丸の内一丁目九番二号(株式会社アダストリア)ほか

九 変更後の小売業者の住所
渋谷区渋谷二丁目二十一番一号(株式会社アダストリア)ほか

十 変更前の小売業者の代表者名
上野 照博(株式会社ゾフ)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名
上野 剛史(株式会社ゾフ)ほか

十二 変更日
令和二年十二月二十四日ほか

十三 届出日
令和三年四月六日

十四 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間
令和三年五月二十一日から同年九月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名
ケーズデンキ足立一ツ家店

二 店舗所在地
足立区一ツ家三丁目八番十八号

三 設置者名
株式会社ケーズホールディングス

四 設置者住所
茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

五 変更前の店舗名
店(仮称)ケーズデンキ足立一ツ家店

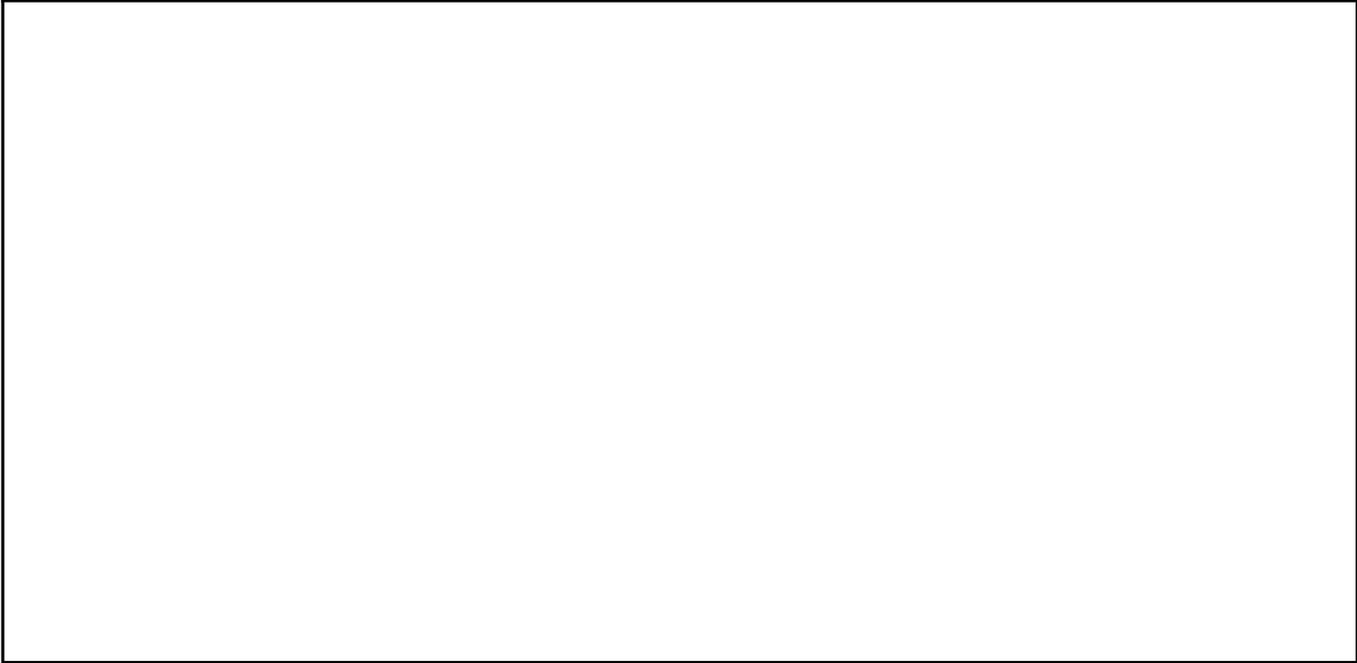
六 変更後の店舗名
ケーズデンキ足立一ツ家店

七 変更前の店舗所在地
足立区一ツ家三丁目八番十二号ほか

八 変更後の店舗所在地
足立区一ツ家三丁目八番十八号

九 変更日
令和三年四月十三日ほか

十 届出日	令和三年四月二十三日		ジュエル葛	一〇二三	K. S. FIEL	副島 公祐	世田谷区南 鳥山一丁目 二番二十号 グランドー ル・シムラ 三〇一						
十一 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)	一〇二三	株式会社 ワースハ ンド	原 麻里	神奈川県海 老名市東柏 ヶ谷一丁目 十四番二十 九号橋ビル 二〇二	二	D	梅沢 和夫	埼玉県川口 市前川三丁 目十七番九 号				
十二 縦覧期間	令和三年五月二十一日から同年九 月二十一日まで。ただし、東京都 の休日に関する条例(平成元年東 京都条例第十号)に定める休日を 除く。	一〇二三	株式会社 豊水	初宿 正弘	豊島区千川 一丁目一番 地十八号	三	有限会社 梅沢水道	梅沢 和夫	埼玉県川口 市東川口四 丁目四番十 三号サニー ハイツ東川 口A二〇一 号				
十三 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。	一〇二三	株式会社 原商店	原 弘彦	大田区田園 調布南二十 二番十三号	四	セーフテ イーライ ン	岡嶋 悟	埼玉県川口 市東川口四 丁目四番十 三号サニー ハイツ東川 口A二〇一 号				
東京都指定給水装置工事事業者の指定について 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二 第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を 次のとおり指定した。 令和三年五月二十一日 東京都水道局長 浜 佳葉子	指定番号	商号	代表者	住所	指定年 月日	一〇二三	株式会社 桔龍	立花 学律	小平市大沼 町五丁目十 三番二十七 号	一〇二三	株式会社 三矢	高野 信司	神奈川県横 浜市港北区 高田西一丁 目四番十一 号
	一〇二二	株式会社 佐藤 良一	江戸川区西 小岩一丁目 三十番八号	令和三年 四月二十 四日	八	株式会社 源馬	和善	小平市小川 西町一丁目 十番一号	同日	七	株式会社 もぐら工 房	藤田 毅	青梅市今井 三丁目三十 二番地の三 十五
一〇二二	株式会社 ニフティ	佐々木 真	神奈川県横 浜市緑区中 山三丁目五 番十七号	同日	九	株式会社 水道屋	和善	同日	一〇二三	有限会社 アブリメ イツイン ク	黒澤 知也	神奈川県川 崎市宮前区 平一丁目一 番十七ー三 〇二号	
一〇二二	具志堅設 備	具志堅 勝	江戸川区中 葛西六丁目 十七番十八 一三〇七号	同日	一〇二三	株式会社 篠田住設	篠田 幸治	埼玉県三郷 市高州二丁 目二百五十 六番地一	一〇二三	株式会社 ドゥサイ エンス	香取 良一	港区六本木 四丁目一番 十六号	



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

